

子育て・教育・人権部会 審議の結果〔概要〕

<p>第1回部会審議 (4/30)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会長選出 ・ 第3回審議会の結果確認 ・ 必要な施策項目確認 ・ 計画部分のページの骨子について ・ 各「施策の目標」について 	<p>第2回部会審議 (6/25)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て・子育て支援の充実 ・ 青少年の健全育成 	<p>第3回部会審議 (7/22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育の充実 ・ 多文化共生社会の実現 ・ 生涯学習・生涯スポーツの推進
<p>第4回部会審議 (7/30)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画社会の推進 ・ 人権の尊重と恒久平和の実現 ・ 同和問題の解決 	<p>第5回部会審議 (8/28)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各施策「人権」の視座の持ち方について 	<p>第6回部会審議 (10/8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修正案確認 ・ 成果指標について



1. 豊かな人間性をはぐくむまち（子育て・教育・人権部会）

(1) 子育て・子育て支援の充実

- ・ 全国的なデータにおいても、子育てに関し、経済的な不安をあげる人が多く、本施策においてもその点に配慮する必要がある。
- ・ 子どもの自立に関しては多くの大人とのふれあいが必要である。集団の中でのあり方に関わっては、学校教育の視点は重要で、つい別のものとして、切り離して考えがちになるが、

本来は一貫しているべきである。

- ・DVや育児放棄は水面下で相当数が隠れていると考えられる。
- ・少子化により育児経験を多く積めない状況に陥っている。
- ・世代間交流の視点が子育て支援においても重要である。

(2) 青少年の健全育成

- ・生涯学習というと社会教育：大人を対象にした教育と考えがちであるが、子どものときから始まるものである。
- ・青少年の健全育成においては、生活体験を積むということが必要。感動体験、感動教育ということが大切になってくる。
- ・ほしいものは何でも手に入る時代であるが、自分で自分の「パン代」を稼ぐことが必要ではないか。金銭教育の必要性を感じる。
- ・生涯学習マスタープランの策定に関わっては、「コミュニティーインダストリー」とでも言うべき、地域の人が地域の青少年に伝承するような取組みが重要となる。

(3) 学校教育の充実

- ・合併した野洲市全体の今後のまちづくりを考えた場合、学区を再編する必要性はないか。
- ・学校教育の本質は勉強だけでよいのかという議論もある。人間形成の場としても捉える必要がある。
- ・学校に地域の色々な人が入り込むことを積極的に行って、地域のよく知った人に教師だけでは目の届かないところに気を配ってもらったり、学校サポーターとして若い人に入ってもらったりする例も結構ある。
- ・授業態度の悪化には家庭での影響も出ている。家庭と学校の連携が重要。人間としての関係作りが上手くできていない。
- ・子どもがコミュニティセンターに自由に出入りできるようにすべき。

(4) 生涯学習・生涯スポーツの充実

- ・防災教育や安全教育など危機管理についても生涯学習の分野で取り組むべきである。
- ・市民が成熟していくことにより市も成熟するという考え方が重要。
- ・メディアリテラシーの浸透を図ることを生涯学習で考えるべきである。

(5) 人権の尊重と恒久平和の実現

- ・(事務局原案にある)「人権教育のための世界プログラム」の他に、「持続可能な開発のための教育の10年」も取り上げるべきである。

- ・国際テロリズムについて事務局原案に記載があるが、加えて、「抑圧」の問題も表現すべき。
- ・人権行政というのは、あらゆる部局が人権行政に取り組んでいかなければならないので、成案には「全市的に」という表現も入れるべきではないか。
- ・恒久平和の観点で、平和でなければ人権は守られるはずがないので、そのようなことを教育と啓発の推進の項目として具体的に入れるべき。

(6) 同和問題の解決

- ・地区内において環境対策は進んでいるが、産業就労がうまくいっていない。地区産業の育成と経営者の自助努力とあるが、若い人が外へ勤めにいく場合、企業啓発も重要であるが、まだまだ進んでいない状況がある。
- ・就労に結びつけるために、若い人が力をつける機会の提供について、言及する必要がある。
- ・地区環境対策の推進については、住環境だけではなく、全体の実態を把握することが必要になる。
- ・「就労相談や職業訓練事業の活用」(= 事務局原案に示した施策の項目) に加えて学校教育のベースから始まった進路保障、就労保障の観点を加える必要がある。
- ・福祉保健対策に関しては、保健、保育、施設面の記述に加えて、生活困難な状況にある人のサポートについての記述が必要。

(7) 男女共同参画の推進

- ・文章の表現に関わっては男女共同参画推進条例などとの整合を図ること
- ・(事務局原案に)「女性への暴力について人権問題として認識し、関係施策と連携した推進を図る。」とあるが、人権問題として認識しているのにその対策が「推進」では弱い。「取り組み」や「行動」という言葉が適当である。

(8) 多文化共生社会の実現

- ・日本語教室などの実施も重要であるが、母語をどのように維持していくか、あるいはどのように子どもたちに伝えていくかということも考えておかなければならない。日本に同化させるだけでは十分でなく、アイデンティティの確保が重要となる。
- ・国際的な視野と表現されているその中身が問題。飢餓の存在に目を向けることや、過去の自分たちが実際に経験したことがあるという歴史を伝える教育が求められる。